

判決年月日	平成19年4月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成18年(行ケ)10435号		
名称を「粘着テープロール」とする発明についての特許を無効とする審決が引用発明の認定に誤りがあるとして取り消された事例			

(関連条文) 特許法29条1項3号, 2項

(要旨)

1 原告は,平成12年2月9日,名称を「粘着テープロール」とする発明について特許出願をし,平成14年1月25日特許権の設定登録がなされた(請求項の数6。以下「本件特許」という。)。これに対し被告は,平成17年12月16日付けで特許無効審判請求を行ったところ,特許庁は,平成18年8月17日,「請求項1ないし6に係る発明についての本件特許を無効とする」旨の審決を行った。

2 本件特許の請求項1は,「所定幅の帯状シートからなる基材の一方の面が粘着面とされた粘着テープをその粘着面側が外側となるように巻回してなるとともに,上記粘着テープにはその円周方向と交差する切れ目が所定の間隔で形成されており,最外層の粘着テープを上記切れ目に沿って剥がし取ることにより,次層の粘着テープが順次露出する粘着テープロールにおいて,隣り合う上記切れ目間の間隔が周長にして360°未満であり,最外表面に露出されている粘着面の一部に,上記次層の粘着テープの粘着面が含まれていることを特徴とする粘着テープロール。」というものである(以下「本件特許発明1」という。)

3 審決の理由の要点は,本件特許発明1は,実願昭59-152427号(実開昭61-67666号)のマイクロフィルム(甲3)に記載された発明(以下「甲3発明」という。)と同一であり,また,甲3発明及び周知の技術的事項に基づいて容易に発明することができたなどというものである。

審決は,甲3の「従来,上記の粘着クリーナー用テープには,テープ状または長尺シート状の片面粘着テープに長さ方向の一定間隔ごとにミシン目状の切り目を施し,これを粘着面を外側に向けて芯管上に巻回したものを用いている。」との記載について,次のように認定している。

「甲第1号証発明(判決注 甲3発明)において『上記粘着テープにはミシン目状の切れ目が長さ方向の一定間隔ごとに施』されている場合,巻き初めから順次巻回の径が増大することに伴い,切れ目間の周長は,角度にして順次減少することになるから,粘着テープロールの使い始めから使い終わりまで,次のような態様が想定される。

(1)最初に使用する場合に,切れ目間の粘着面で全周にわたりゴミを付着できるよう,粘着テープの巻き終わり部分において,周長を少なくとも360°となるよう一定間隔を選定する。

(2)最後に使用する場合でも、切れ目間の粘着面で全周にわたりゴミを付着できるよう、粘着テープの巻き始め部分から最初の切れ目までの周長を少なくとも360°となるよう一定間隔を選定する。

上記態様(1)の場合、粘着テープの巻き終わり部分において、切れ目間の周長を360°より長くすることは、使用開始後、最初に粘着テープを剥がし取る場合、使用しない粘着面をも剥がし取ることになり、以後剥がし取りを重ねるたびに、剥がし取られた粘着テープの厚さ分だけ新しい粘着面の径は減少するに伴い、使用されずに剥ぎ取られる粘着面の長さは、次第に増大することになり、合理的なものではない。

また、同様に、上記態様(2)の場合、粘着テープの巻き始め部分において、周長を360°より長くすることは、最終的になんら使用しない粘着面を破棄することになるから、これも合理的なものとはいえない。

そうすると、甲第1号証発明は、態様(1)として、最初に使用する場合、切れ目間の粘着面で全周にわたりゴミを付着できるよう、粘着テープの巻き終わり部分において、切れ目間の周長が360°となるよう、切れ目間の一定間隔を選定するか、あるいは、態様(2)として、最後に使用する場合でも、切れ目間の粘着面で全周にわたりゴミを付着できるよう、粘着テープの巻き始め部分において、切れ目間の一定の間隔を周長を360°となるよう、切れ目間の一定間隔を選定するかのいずれかの態様を包含するものと解するのが合理的である。

そして、態様(2)の場合、使用開始時は、径が最大となることから、切れ目間の間隔が全周未満、すなわち、360°未満となり、剥ぎ取る毎に既にゴミが付着した次の切れ目間の一部が残ることになる。」

4 本判決は、次のとおり判示するなどして、審決には、甲3発明の認定に誤りがあるとして、審決を取り消した。

「甲3には、『最初に使用する場合、切れ目間の粘着面で全周にわたりゴミを付着できるよう、粘着テープの巻き終わり部分において、切れ目間の周長が360°となるよう、切れ目間の一定間隔を選定するもの』(態様(1)『外径基準』)と『最後に使用する場合でも、切れ目間の粘着面で全周にわたりゴミを付着できるよう、粘着テープの巻き始め部分において、切れ目間の一定の間隔を周長を360°となるよう、切れ目間の一定間隔を選定するもの』(態様(2)『内径基準』)の二つの態様がある旨の明示の記載がされているものではないばかりか、二つの態様があることを示唆する記載もない。」

「甲3には、粘着クリーナー用テープの『テープ状または長尺シート状の片面粘着テープに長さ方向の一定間隔ごとにミシン目状の切り目を施し、これを粘着面を外側に向けて芯管上に巻回したものを用いている。』との記載に続いて、『テープの厚みをtとすれば、互に上下のテープ巻回層において、ミシン目状の切れ目3, ...は2 tだけずれ、テープ厚みは、0.2 mm以下であるから、そのずれは1 mm以下となり、実質上重なった状態となる。従って、クリーナーの使用時、ロール状粘着クリーナー用テープの切り目個所を硬

い床面等に強く衝突させた場合，その切れ目個所が割れ易く，問題がある。考案の目的は，粘着クリーナー用テープにおいて，各層におけるミシン目状切り目をずらして，上記切り目箇所での割れを防止することにある。」と記載されている。

そこで，粘着クリーナー用テープの長さ方向の一定間隔ごとにミシン目状の切り目を施し，これを粘着面を外側に向けて芯管上に巻回したものは，審決のいう『態様(2)(内径基準)』において，切れ目が実質上重なった状態となり，その結果，その切れ目個所が割れ易いという問題があるかどうかについて，検討する。」

「最内周長(126.23mm)で一定間隔の切れ目を入れて作成した(内径基準)場合には，テープの切れ目の位置はテープの外側の部分では全く異なる位置にあるから，切れ目が重なっているとはいうことはできず，『ロール状粘着クリーナー用テープの切り目個所を硬い床面等に強く衝突させた場合，その切れ目個所が割れ易く，問題がある。』というものでないことは明らかである。」

「テープの内側においても，切れ目が実質上重なっていることにより，『ロール状粘着クリーナー用テープの切り目個所を硬い床面等に強く衝突させた場合，その切れ目個所が割れ易く，問題がある。』ということとはできない。」

「したがって，審決のいう『態様(2)(内径基準)』によった場合，切れ目が実質上重なっていることにより，『ロール状粘着クリーナー用テープの切り目個所を硬い床面等に強く衝突させた場合，その切れ目個所が割れ易く，問題がある。』ということとはできない。」

「以上を総合すると，(甲3の)『従来，上記の粘着クリーナー用テープには，テープ状または長尺シート状の片面粘着テープに長さ方向の一定間隔ごとにミシン目状の切り目を施し，これを粘着面を外側に向けて芯管上に巻回したものをを用いている。』との記載について，『最後に使用する場合でも，切れ目間の粘着面で全周にわたりゴミを付着できるよう，粘着テープの巻き始め部分において，切れ目間の一定の間隔を周長を360°となるよう，切れ目間の一定間隔を選定するもの』(態様(2)『内径基準』)が包含されているものと解することはできない。」